平成２３年（フ）第９６２６号
東京都中央区湊２丁目16番26号
破産者　有限会社一星社
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６２７号
東京都江東区平野１丁目12―６
破産者　鈴木　惠美
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６３７号
東京都足立区西新井５丁目24番15号
破産者　有限会社根岸水管
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６３８号
東京都北区西ケ原３丁目62―２―302
破産者　根岸　隆示
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６３９号
東京都足立区西新井４丁目25―11―108
破産者　根岸冨美子
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６６９号
神奈川県横浜市青葉区市ケ尾町51―５―209、住民票上の住所千葉県千葉市緑区おゆみ野中央３丁目21―14　ハイツおゆみ野一番館202
破産者　齊藤　　晃
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６９０号
神奈川県相模原市緑区相原３丁目３番５号
破産者　有限会社ウィンウィン
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６９２号
神奈川県相模原市緑区東橋本２丁目８―７―301
破産者　親崎　裕孝
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７２４号
東京都世田谷区若林２丁目19番７号
破産者　有限会社でんきのひまわり
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７８６号
埼玉県川口市朝日５丁目２番30号
破産者　有限会社山川軽合金
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７８７号
埼玉県北足立郡伊奈町本町１丁目234―205
破産者　根本　洋一
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７８８号
埼玉県北足立郡伊奈町本町１丁目234―205
破産者　根本百合子
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８６４号
千葉県浦安市猫実２丁目２番20号
破産者　株式会社雄基
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８６６号
東京都江戸川区船堀２丁目３―10
破産者　齊藤　玲子
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８７０号
東京都杉並区堀ノ内３丁目３番19号
破産者　有限会社オフィスデリーラ
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８７１号
神奈川県川崎市宮前区東有馬１丁目９―36―101
破産者　諸隈信太郎
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９２０号
千葉県浦安市東野２丁目13―９
破産者　星　　哲夫
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９９６号
東京都墨田区亀沢１丁目14番３号
破産者　有限会社ティン・パン・アレイ
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９９７号
千葉県船橋市三咲６丁目３―３
破産者　太皷地雅文
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００３１号
東京都江東区福住１丁目13番２号
破産者　清行写真製版株式会社
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部